**平成２１年（フ）第５１９１号**
大阪府吹田市千里山西４丁目37番１―203号
破産者　糸川　直敏
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６３７４号**
大阪府堺市南区原山台３丁１―16―103、開始決定時の住所大阪市鶴見区今津北２丁目10番18号
破産者　永岡　卓爾
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６７５３号**
大阪市東住吉区山坂１丁目18番７号、前住所大阪市平野区加美東４丁目20番20―203号
破産者　鎌戸　弘一
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７０５３号**
大阪府豊中市上野西１丁目13番３号
破産者　亀井　　賢
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７１１０号**
兵庫県川西市平野２丁目36番72号、開始決定時の住所大阪府豊中市上野西２丁目11番33―303号
破産者　坪田　橘也
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８４５６号**
大阪府吹田市竹見台３―２　Ｃ38―209、開始決定時の住所大阪府豊中市上新田４丁目16番10号
破産者　丸十寿司こと　樫　幸三郎
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９９２１号**
大阪府門真市岸和田２丁目25番11号
破産者　黒木　正守
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１０３４１号**
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―513号
破産者　田中　清文
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１０４３３号**
大阪市北区天神橋３丁目10番30―304号、前住所京都府京都市左京区松ヶ崎壱町田町６番地２
破産者　山口　玄洞
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１０９号**
大阪府大阪市鶴見区浜５丁目南１番24号ラ・アベニュー中野607号室、開始決定時の住所大阪市城東区古市２丁目１番４―1007号
破産者　中村　圭佑
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４９５号**
大阪市淀川区三津屋中３丁目９番52号、開始決定時の住所大阪市淀川区田川北３丁目４番25号
破産者　鈴木塗装こと　鈴木　克律
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５２２号**
大阪府豊中市千里園１丁目１番８―303号
破産者　武藤　　昭
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１０２０号**
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ27―1013号
破産者　松本フク枝こと　福島　照子
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１１１２号**
大阪府東大阪市六万寺町１丁目17番５号　シャトー六万寺512号
破産者　服部　博司
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１５６４号**
高松市香川町浅野2193番地26
破産者　後藤　晴吉
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２２８２号**
大阪市福島区野田６丁目２番41号　摂津レジデンス603号、前住所大阪市浪速区幸町２丁目３番35―1204号
破産者　南　　正博
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３１７９号**
京都府城陽市寺田中大小132番地、住民票上の住所大阪市城東区鴫野西２丁目15番10号
破産者　泉　　清郷
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３１８０号**
京都府城陽市寺田中大小132番地、住民票上の住所大阪市城東区鴫野西２丁目15番10号
破産者　泉　　清子
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９８１号**
大阪府阪南市舞３丁目39番10号、開始決定時の住所大阪府阪南市自然田1536番地の24
破産者　川井　弘樹
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係